以下の書類を揃えて、久留米市子ども未来部こども子育てサポートセンター（市役所１６F）へ提出してください。

必要なもの	備　考
1　不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書	・申請者の氏名は自署してください。
2　不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書	・領収金額と領収書の合計金額が同額であることをして確認ください。
3　①戸籍謄本又は ②住民票（世帯全員・続柄記載) ※事実婚の場合は両人の①と②	・戸籍上のご夫婦であることが確認できるもので、かつ申請書提出日の３か月以内に発行されたものを提出してください。 ※事実婚の場合は、追加書類として「事実婚に関する申立書」が必要です。
4　医療機関発行の領収書の「原本」とその「コピー」	・保険診療分及び入院費、食事代等は助成対象外です。治療に直接関係のない費用を除いたものを提出してください。
5　久留米市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金請求書	・住所、氏名及び枠内の各項目を記入してください（他の欄は空白のままにしておいてください）。 ・請求者の氏名は、口座名義人と同じである必要があります。 ・認印可。
6　預金通帳裏表紙のコピー	・振込口座が確認できるもの ※同年度内にすでに申請された場合も再度提出してください。
7　印鑑	・訂正が生じた場合の訂正印として必要です。 ・書類に押印した印と同じ印を必ずご持参ください。
8　所得証明書の公用請求に関する承諾書 ※右の①に該当する方のみ必要です	①コロナ特例：年齢 ・妻の生年月日が昭和５２年４月１日～昭和５３年３月３１日、かつ ・治療開始日が４４歳になる前日まで ※事実婚の方や所得制限超過（令和３年中かつ平成３０年中のご夫婦の合計所得が７３０万円以上）は対象外です。 ※令和３年または平成３０年の翌年１月１日時点に久留米市に住民票がない方は、その時点で住民票がある市町村で所得証明書を取得ください（住民税決定通知書等の所得が確認できる公的書類も可）。

※助成回数のリセットをされる方は、子の確認が必要になりますので、上記３の書類で確認できない場合は、確認できる書類を追加で提出していただく場合があります。妊娠１２週以降の死産の場合は、親子(母子)健康手帳または死産届の写し等の死産が確認できるものが必要になります。
※助成金の振込みは、申請書を提出した日からおよそ２か月後になります。
※治療最終日から３０日後の申請の場合、窓口にて「遅延理由書」の記入をしていただきます。ただし、申請期限を経過した場合は、受付できません。
※書類不備の場合、受付（書類の預り含む）できませんので、ご了承ください。